2　前項の個人情報の取り扱いについては、受信契約の締結と受信料の収納のほか、免除基準の適用、放送の受信に関する相談業務、ＮＨＫ共同受信施設の維持運営、放送やイベントのお知らせ、放送に関する調査への協力依頼をその利用の目的とする。	2　前項の個人情報の取り扱いについては、放送受信契約の締結と放送受信料の収納のほか、免除基準の適用、放送の受信に関する相談業務、ＮＨＫ共同受信施設の維持運営、放送やイベントのお知らせ、放送に関する調査への協力依頼をその利用の目的とする。
付則 （施行期日） 1　この規約は、令和７年10月１日から施行する。	付則 （施行期日） 1　この規約は、令和５年10月１日から施行する。
（電話番号および電子メールアドレスの届け出に関する経過規定） 2　令和４年４月１日より前に受信契約書を提出した者については、同日以降、住所変更、受信契約の種別の変更その他のこの規約に定める各種の手続きを行なうときに、第３条第５項に定める電話番号および電子メールアドレスを放送局に届け出るものとする。ただし、すでに届け出ている場合はこの限りではない。	（電話番号および電子メールアドレスの届け出に関する経過規定） 2　令和４年４月１日より前に放送受信契約書を提出した者については、同日以降、住所変更、放送受信契約の種別の変更その他のこの規約に定める各種の手続きを行なうときに、第３条第５項に定める電話番号および電子メールアドレスを放送局に届け出るものとする。ただし、すでに届け出ている場合はこの限りではない。
（受信料の支払いに関する経過規定） 3　受信機の設置の月が令和元年９月以前である場合には、第５条第１項の規定にかかわらず、受信契約者は、受信機の設置の月（当該月に第９条第２項の規定により解約となった場合を含む。）の受信料を支払わなければならない。 4　第５条第３項第１号および同条第４項第３号の規定は、その変更にかかる受信機の設置の月が令和元年10月以降である受信契約に、同条第３項第２号ただし書の規定は、受信機の設置の月またはその変更にかかる受信機の設置の月が令和元年10月以降である受信契約に、同条第４項第１号の規定は、受信機の設置の月が令和元年10月以降である受信契約に適用する。	（放送受信料の支払いに関する経過規定） 3　受信機の設置の月が令和元年９月以前である場合には、第５条第１項の規定にかかわらず、放送受信契約者は、受信機の設置の月（当該月に第９条第２項の規定により解約となった場合を含む。）の放送受信料を支払わなければならない。 4　第５条第３項第１号および同条第４項第３号の規定は、その変更にかかる受信機の設置の月が令和元年10月以降である放送受信契約に、同条第３項第２号ただし書の規定は、受信機の設置の月またはその変更にかかる受信機の設置の月が令和元年10月以降である放送受信契約に、同条第４項第１号の規定は、受信機の設置の月が令和元年10月以降である放送受信契約に適用する。
（割増金の支払いに関する経過規定） 5　不正な手段により支払いを免れた令和５年３月以前の受信料がある場合における第12条第１項の規定の適用については、同項中「その２倍に相当する額」とあるのは「受信料の支払いを免れた期間のうち、支払いを免れた令和５年４月以降の受信料の２倍に相当する額」とする。 6　受信機の設置の月が令和５年３月以前である場合における第12条第２項の規定の適用については、同項中「第３条第１項に定める期限までに」とあるのは「令和５年６月末日までに」とし、「その２倍に相当する額」とあるのは「令和５年４月から受信契約を締結した月の前月までの受信料の２倍に相当する額」とし、「対象月について、第１条第２項に従った契約種別の受信料に加え、」とあるのは「対象月の第１条第２項に従った契約種別の受信料に加え、令和５年４月から受信契約を締結した月の前月までの」とする。 7　受信機の設置の月が令和元年９月以前である場合における第12条第２項の規定の適用については、前項の読み替えに加え、第12条第２項中「受信機の設置の月の翌月」とあるのは「受信機の設置の月」とする。 8　料額が高い契約種別への変更にかかる受信機の設置の月が令和５年３月以前である場合における第12条第３項の規定の適用については、同項中「第３条第２項に定める期限までに」とあるのは「令和５年６月末日までに」とし、「当該各号に定める期間について、変更後の契約種別の受信料に加え、」とあるのは「当該各号に定める期間の変更後の契約種別の受信料に加え、令和５年４月から変更後の契約種別の受信契約を締結した月の前月までの」とする。	（割増金の支払いに関する経過規定） 5　不正な手段により支払いを免れた令和５年３月以前の放送受信料がある場合における第12条第１項の規定の適用については、同項中「その２倍に相当する額」とあるのは「放送受信料の支払いを免れた期間のうち、支払いを免れた令和５年４月以降の放送受信料の２倍に相当する額」とする。 6　受信機の設置の月が令和５年３月以前である場合における第12条第２項の規定の適用については、同項中「第３条第１項に定める期限までに」とあるのは「令和５年６月末日までに」とし、「その２倍に相当する額」とあるのは「令和５年４月から放送受信契約を締結した月の前月までの放送受信料の２倍に相当する額」とし、「対象月について、第１条第２項に従った契約種別の放送受信料に加え、」とあるのは「対象月の第１条第２項に従った契約種別の放送受信料に加え、令和５年４月から放送受信契約を締結した月の前月までの」とする。 7　受信機の設置の月が令和元年９月以前である場合における第12条第２項の規定の適用については、前項の読み替えに加え、第12条第２項中「受信機の設置の月の翌月から」とあるのは「受信機の設置の月から」とする。 8　料額が高い契約種別への変更にかかる受信機の設置の月が令和５年３月以前である場合における第12条第３項の規定の適用については、同項中「第３条第２項に定める期限までに」とあるのは「令和５年６月末日までに」とし、「受信機の設置の月の翌月から変更後の契約種別の放送受信契約を締結した月の前月までの期間について、変更後の契約種別の放送受信料に加え、」とあるのは「受信機の設置の月の翌月から変更後の契約種別の放送受信契約を締結した月の